

資料編

1. 関係法令	49
2. 特定空家等の判定基準	63
3. 関連制度等	72

1. 関係法令

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関するこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関するこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（空家等に関するデータベースの整備等）

第十一條 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（空家等及び空家等の跡地の活用等）

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

- 第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは

委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二七年二月政令五〇号により、本文に係る部分は、平成二七・二・二六から、ただし書に係る部分は、平成二七・五・二六から施行〕

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(2) 宇土市空家等の適正な管理に関する条例（令和2年3月18日条例第14号）

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理及び活用促進を図るため、市、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）及び市民等の責務を明らかにするとともに、空家等に関する施策を推進するため必要な事項を定めることにより、防災、防犯、衛生、景観等の市民等の生活環境を保全し、もって安全で安心に暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民等」とは、本市の区域内に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は滞在する者をいう。

2 この条例において使用する用語の意義は、この条例に特段の定めのない限り、法において使用する用語の例による。

(当事者間における解決の原則)

第3条 特定空家等に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

(空家等の所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等の適正な管理を行わなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、特定空家等の発生を未然に防止するとともに、空家等の適正な管理及び活用促進がなされるよう、必要な施策を実施するものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、空家等及び特定空家等の増加防止を図るため、相互に協力又は連携し、安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、空家等であると疑うに足りる事実があるときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(立入調査等)

第7条 市長は、空家等と認められる場所を発見し、又は空家等と認められる場所に関する情報の提供を受けたときは、法第9条第1項の規定により、空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関し必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査を行い、当該空家等が特定空家等に該当すると推測されることは、法第9条第2項の規定により、当該職員又はその委任した者に、当該空家等のある場所に立ち入って調査をさせるものとする。

3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を特定空家等に該当すると推測される空家等のある場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当

該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 4 第2項の規定により特定空家等に該当すると推測される空家等のある場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定空家等の認定)

第8条 市長は、空家等の所有者等に対して、必要に応じて適正な管理を行うよう要請するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の調査の結果、特定空家等に該当すると認めるときは、特定空家等として認定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、第14条に規定する協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による認定をするときは、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等を確知することができないときその他当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

(空家等の活用の促進及び発生の予防)

第9条 空家等の所有者等は、当該空家等を利用する見込みのないときは、賃貸、譲渡その他第三者による使用又は管理の方法を積極的に用いるよう努め、地域資源としての活用を図るものとする。

- 2 建築物の所有者等は、当該建築物が将来において空家等とならないよう、空家等の発生を予防するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 市長は、空家等の所有者等、市民等が空家等の活用及び空家等の発生の予防に関する理解を深め、これを自主的に取り組むために、広報活動、啓発活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(土地所有者等に対する協力要請)

第10条 市長は、土地所有者、地域住民、自治組織（本市の区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）その他の者に対し、空家等又は特定空家等の所有者等の情報の提供その他市長が特に必要があると認める事項について協力を求めることができる。

- 2 前項の土地所有者、地域住民、自治組織その他の者は、市長に対して必要な情報を提供し、及びその他の協力をを行うよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第11条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条の規定により特定空家等に対する措置（法第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）を講じるときは、当該特定空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。

2 法第14条第2項及び第3項に規定する相当の猶予期限は、対象となる特定空家等を整理するための期間及び勧告に係る必要な措置の実施に要する期間を合計した期間とする。

(緊急安全措置)

第12条 市長は、特定空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼす等の状態が切迫していると認めるときは、その状態を回避するため必要な最小限度の措置を講じることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたときは、当該措置に係る特定空家等の所在地及び当該措置の内容を当該特定空家等の所有者等に通知するものとする。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第13条 市は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察、消防その他の関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。

(協議会の設置)

第14条 市長は、法第7条第1項の規定により、宇土市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第6条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 空家等の調査及び特定空家等に該当すると推測される空家等のある場所への立入調査に関すること。
- (3) 特定空家等の認定に関すること。
- (4) 特定空家等に対する措置に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、空家等に関する施策を実施するために必要な事項に関すること。

(組織)

第16条 協議会は、市長及び委員10人以内（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法務、不動産、建築等に関する学識経験者
- (2) 自治組織の長
- (3) 警察、消防その他の関係機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職をもって選任された委員がその職を離れたときは、当該委員を辞職したものとみなす。

(会長等)

第18条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第19条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じて、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第20条 委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(3) その他の関係法令

① 建築基準法（抄）

(維持保全)

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備が

著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前2項の場合に準用する。

② 民法（抄）

（竹木の枝の切除及び根の切取り）

第233条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。

ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前2項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権行使することができる。

③ 失火責任法

民法第709条の規定は失火の場合には之を適用せず。但し失火者に重大なる過失ありたるときは此の限に在らず。

④ 消防法（抄）

第二章 火災の予防

第三条 消防長、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

二 残火、取灰又は火粉の始末

三 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理

四 放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去

② 消防長又は消防署長は、火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するものを確知することができないため、これらの者に対し、前項の規定による必要な措置をとるべきことを命ずることができないときは、それらの者の負担において、当該消防職員に、当該物件について前項第3号又は第4号に掲げる措置をとらせることができる。この場合において、物件を除去させたときは、消防長又は消防署長は、当該物件を保管しなければならない。

③ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第3項から第6項までの規定は、前項の規定により消防長又は消防署長が物件を保管した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村長」とあるのは「消防長又は消防署長」と、「工作物等」とあるのは「物件」と、「統轄する」とあるのは「属する」と読み替えるものとする。

④ 消防長又は消防署長は、第一項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、当該消防職員又は第三者にその措置をとらせることができる。

第五条の二 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について次のいずれかに該当する場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

一 前条第一項、次条第一項、第八条第三項若しくは第四項、第八条の二第五項若しくは第六項、第八条の二の五第三項又は第十七条の四第一項若しくは第二項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合

二 前条第一項、次条第一項、第八条第三項若しくは第四項、第八条の二第五項若しくは第六項、第八条の二の五第三項又は第十七条の四第一項若しくは第二項の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合

② 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第五条の三 消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消

火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者(特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者。次項において同じ。)に対して、第三条第一項各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- ② 消防長又は消防署長は、火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するものを確知することができないため、これらの者に対し、前項の規定による必要な措置をとるべきことを命ずることができないときは、それらの者の負担において、当該消防職員に、当該物件について第三条第一項第三号又は第四号に掲げる措置をとらせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないとときは、当該消防職員がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。ただし、緊急の必要があると認めるときはこの限りでない。
- ③ 消防長又は消防署長は、前項の規定による措置をとつた場合において、物件を除去させたときは、当該物件を保管しなければならない。
- ④ 災害対策基本法第六十四条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により消防長又は消防署長が物件を保管した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村長」とあるのは「消防長又は消防署長」と、「工作物等」とあるのは「物件」と、「統轄する」とあるのは「属する」と読み替えるものとする。
- ⑤ 第三条第四項の規定は第一項の規定により必要な措置を命じた場合について、第五条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による命令について、それぞれ準用する。

第五条の四 第五条第一項、第五条の二第一項又は前条第一項の規定による命令についての審査請求に関する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文の期間は、当該命令を受けた日の翌日から起算して三十日とする。

⑤ 道路法（抄）

（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）

第44条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅20メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

- 2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。
- 3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

⑥ 災害対策基本法（抄）

（応急公用負担等）

第64条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができ。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

⑦ 地方税法（抄）

（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例）

第349条の3の2 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの（前条（第12項を除く。）の規定の適用を受けるもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項の規定により所有者等（同法第3条に規定する所有者等をいう。）に対し勧告がされた同法第2条第2項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く。以下この条、次条第1項、第352条の2第1項及び第3項並びに第384条において「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第349条及び前条第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

2 住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの（以下この項において「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第349条、前条第12項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

- (1) 住宅用地でその面積が200平方メートル以下であるもの 当該住宅用地
- (2) 住宅用地でその面積が200平方メートルを超えるもの 当該住宅用地の面積を当該住宅用地の上に存する住居で政令で定めるものの数（以下この条及び第384条第1項において「住居の数」という。）で除して得た面積が200平方メートル以下であるものにあっては当該住宅用地、当該除して得た面積が200平方メートル

ルを超えるものにあっては200 平方メートルに当該住居の数を乗じて得た面積に相当する住宅用地

- 3 前項に規定する住居の数の認定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

⑧ 行政代執行法

第1条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代わってなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第3条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

- 2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

- 3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をることができる。

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

- 2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

- 3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

2. 特定空家等の判定基準

(1) 特定空家等の判定（特定空家等の状態）

- I. そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
※住宅の不良度判定基準（外観目視により判定できる項目）
- II. そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- III. 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- IV. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(2) 危険度の判定

	調査項目	危険度なし	危険度あり	危険度高
周辺への影響	学校・保育園等	周辺になし	周辺にあり	隣接
	幹線道路・通学路等	近接していない	近接している	面している
	公共施設等（不特定多数が利用する施設）	周辺になし	周辺にあり	隣接
	建物の密集状況	低	中	高
	上記以外の特記事項			

「危険度高」が1つ以上で行政指導および緊急な対応

「危険度あり」が2つ以上で行政指導

「危険度あり」が1つ以下で注意喚起

※ただし、注意喚起であっても個別の状況により行政指導を行う場合あり。

宇土市特定空家等の判定基準

I. そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の判定

調査項目		倒壊等		不良度判定		危険度		危険度なし		危険		著しく危険			
		不	明	不	良	度	低	不	良	度	中	不	良	度	高
1	建築物の倒壊					不明	な	し	一	部	あ	り			
	看板・給湯器 備・屋上水槽 等	剥離・破損・脱落				不明	な	し	一	部	全	部	(60点以上)	危険度なし	
	支持部の腐食					不明	な	し	一	部	全	部	(80~99点)	危険度中	
2	屋外階段・ バルコニー	腐食・破損・脱落				不明	な	し	一	部	全	部	(100点以上)	危険度高	
	門・扉	傾斜				不明	な	し	一	部	全	部			
	ひび割れ・破損					不明	な	し	一	部	全	部			
	傾斜					不明	な	し	一	部	全	部			
	塀壁が老朽化し危険(ひび割れ、水のしみ出し、水抜き穴の詰まり等)					不明	な	し	一	部	全	部			

II. そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態

調査項目		有害であるか		有害であるか		有害であるか		有害であるか		有害であるか		有害であるか	
		不	明	無	有	著	し	不	明	無	有	著	し
建築物または設備 等の破損により	吹付け石綿等の飛散 浄化槽の放置・破損等による汚物の流出・臭気の発生			不明	無	有	著			不明	無	有	著
ごみ等の放置、 不法投棄により	臭気の発生 多数のねずみ・はえ・蚊等の発生			不明	無	有	著			不明	無	有	著

III. 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

調査項目		損なっているか		損なっているか		損なっているか		損なっているか		損なっているか		損なっているか	
		不	明	無	有	著	し	不	明	無	有	著	し
屋根・外壁等が落書き等により外見上大きく傷んだり汚れたまま放置		不明	無	有	著	し		不明	無	有	著	し	
多数の開口部(窓ガラス等)の割れ・破損したまま放置		不明	無	有	著	し		不明	無	有	著	し	
看板が本来の用をなさない程度まで、破損・汚損したまま放置		不明	無	有	著	し		不明	無	有	著	し	
立木等が建物の全面を覆う程度まで繁茂		不明	無	有	著	し		不明	無	有	著	し	
敷地内のごみ等の散乱・山積したまま放置		不明	無	有	著	し		不明	無	有	著	し	

IV. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

調査項目		不適切であるか		不適切であるか		不適切であるか		不適切であるか		不適切であるか		不適切であるか	
		不	適	切	不	適	切	不	適	切	不	適	切
立木が原因	腐朽・倒木・折れ等が、道端、近隣敷地等に大量に散乱	不明	適	切	不	適	切	不	適	切	不	適	切
近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げ		不明	適	切	不	適	切	不	適	切	不	適	切
敷地外への毛・羽毛が大量に飛散		不明	適	切	不	適	切	不	適	切	不	適	切
ねずみ・はえ・蚊・のみ等が大量に発生		不明	適	切	不	適	切	不	適	切	不	適	切
住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入 し、悪影響を及ぼすおそれ		不明	適	切	不	適	切	不	適	切	不	適	切
シロアリが大量に発生		不明	適	切	不	適	切	不	適	切	不	適	切
建物等の不適切な管理が原因	門扉が施錠されていない、窓ガラスの割れ等 により容易に侵入することができる 落雪が発し通行の妨げ	不明	適	切	不	適	切	不	適	切	不	適	切
周辺の道路、敷地等に土砂等が大量に流出		不明	適	切	不	適	切	不	適	切	不	適	切

備考:
危険度の判定 (特定空家等に該当した場合のみ)

備考:

調査項目		危険度なし		危険度あり									
		不	適	切	不	適	切	不	適	切	不	適	切
学校・保育園等													
幹線道路・通学路等													
周辺への影響													
公共施設等(不特定多数が利用する施設)													
建物の密集状況													
上記以外の特記事項													
「危険度高」	個												
「危険度あり」	個												

※ただし、注意喚起であっても個別の状況により行政指導を行う場合あり。

住宅の不良度判定基準

(鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅を除く。)
(外観目視により判定できる項目)

現況写真など

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	判定
1 構造一般 の程度	(1)基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないものの	10 20	45	
	(2)外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
2 構造の腐 朽又は破 損の程度	(3)基 礎、土 台、柱又 は土 台、柱又 は柱	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破 損しているもの等小修理を要するもの	25		
	(4)外壁	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、 柱が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の 数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するも のの	50		
3 防火上又 は壁面構 造の程 度	(5)屋 根	基礎、土台、柱又は柱の腐朽、破損又は変形が著し く前項の危険のあるもの	100		
	(6)外壁	外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損 により下地の露出しているもの 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は壁体を貫通する穴を生じ て下地の露出しているもの	15 15	100	
4 排水設備	(7)屋 根	屋根ふき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りの あるもの	15		
	(8)雨水	屋根ふき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、た る木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの ウ 屋根が著しく変形したもの	25 50		
備考	(9)外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの(燃焼物相互間の 中心線から、1階：3m、2階以上：5m) イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	10 20	30	
	(10)屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
	(11)雨水	雨どいがないもの(破損し、雨水排水がされてないものも含む)	10	10	
		住宅の不良度判定評点の合計			
		備考 は、当該評定内容に応ずる各評定のうち最も高い評点とする。			
	対象物件 判定者 職・氏名				

参考「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針
(ガイドライン) (抄)

【別紙1】「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の1. (1)若しくは(2)又は2.に掲げる状態（倒壊等著しく保安上危険な場合又は将来そのような状態になることが予見される場合）に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

1. 建築物が倒壊等著しく保安上危険又は将来そのような状態になることが予見される状態。

(1) 建築物が倒壊等

イ 建築物の著しい傾斜

部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。

調査項目の例	・基礎に不同沈下がある。 ・柱が傾斜している。
--------	----------------------------

【参考となる考え方】

(a) 「建築物の傾斜が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、下げ振り等を用いて建築物を調査できる状況にある場合は、1/20超の傾斜が認められる状態が該当すると考えられる（平屋以外の建築物で、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値で取り扱うことも考えられる。）

(b) 「将来(a)の状態になることが予見される状態」とは、例えば、1/20を超えないが基礎の不同沈下や部材の損傷等により建築物に傾斜が認められる状態が該当すると考えられる。

※「被災建築物応急危険度判定マニュアル」財団法人日本建築防災協会／全国被災建築物応急危険度判定協議会

□ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

(1) 基礎及び土台

基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって土台に大きな断面欠損が発生しているか否か、基礎と土台に大きなずれが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目の例	・基礎が破損又は変形している。 ・土台が腐朽又は破損している。 ・基礎と土台にずれが発生している。
--------	---

【参考となる考え方】

(a) 「基礎及び土台の損傷等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、以下に掲げる状態が該当すると考えられる。

・基礎のひび割れが著しく、土台に大きなずれが生じ、上部構造を支える役目を果たさなくなっている箇所が複数生じている

※「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」（監修 国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会）

・土台において木材に著しい腐食、損傷若しくは蟻害がある又は緊結金物に著しい腐食がある

※「特殊建築物等定期調査業務基準」（監修 国土交通省住宅局建築指導課／財

団法人日本建築防災協会)

(b) 「将来(a)の状態になることが予見される状態」とは、例えば、以下に掲げる状態が該当するものと考えられる。

- ・基礎のひび割れや土台のずれにより上部構造を支える役目を果たさなくなるおそれのある箇所が生じている

- ・土台において木材に腐朽、損傷若しくは蟻害がある又は緊結金物に腐食がある

(口) 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等

構造耐力上主要な部分である柱、はり、筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生しているか否か、柱とはりの接合状況などを基に総合的に判断する。

調査項目の例	<ul style="list-style-type: none">・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。・柱とはりにずれが発生している。
--------	---

【参考となる考え方】

(a) 「柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、複数の筋かいに大きな亀裂や、複数の柱・はりにずれが発生しており、地震時に建築物に加わる水平力に対して安全性が懸念される状態が該当すると考えられる。

(b) 「将来(a)の状態になることが予見される状態」とは、例えば、複数の筋かいに亀裂や複数の柱・はりにずれが発生している状態が該当すると考えられる。

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等

(イ) 屋根ふき材、ひさし又は軒

全部又は一部において不陸、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金具に著しい腐食があるか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目の例	<ul style="list-style-type: none">・屋根が変形している。・屋根ふき材が剥落している。・軒の裏板、たる木等が腐朽している。・軒がたれ下がっている。・雨樋がたれ下がっている。
--------	--

【参考となる考え方】

(a) 「屋根ふき材、ひさし又は軒の脱落等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、屋根ふき材が脱落しそうな状態や軒に不陸、剥離が生じている状態が該当すると考えられる。

(b) 「将来(a)の状態になることが予見される状態」とは、例えば、屋根ふき材や軒がただちに脱落・剥離等するおそれはないものの、これらの部位が損傷・変形している状態が該当すると考えられる。

(ロ) 外壁

全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目の例	<ul style="list-style-type: none">・壁体を貫通する穴が生じている。・外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。
--------	---

【参考となる考え方】

(a) 「外壁の脱落等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、上部の外壁が脱落しそうな状態が該当すると考えられる。

(b) 「将来(a)の状態になることが予見される状態」とは、例えば、上部の外壁がただちに脱落するおそれはないものの、上部の外壁材に浮きがある又は外壁に複数の亀裂がある状態が該当すると考えられる。

(ハ) 看板、給湯設備、屋上水槽等

転倒が発生しているか否か、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、支持部分の接合状況などを基に総合的に判断する。

調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の仕上材料が剥落している。 ・看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。 ・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。 ・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。
【参考となる考え方】	
	<p>(a) 「看板、給湯設備、屋上水槽等の脱落等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食してする状態が該当すると考えられる。</p> <p>(b) 「将来(a)の状態になることが予見される状態」とは、例えば、看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分に部分的な腐食やボルト等のゆるみが生じている状態が該当すると考えられる。</p>
(二) 屋外階段又はバルコニー	
	<p>全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。</p>
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。 ・屋外階段、バルコニーが傾斜している。
【参考となる考え方】	
	<p>(a) 「屋外階段又はバルコニーの脱落等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、目視でも、屋外階段、バルコニーが傾斜していることを確認できる状態や、手すりや格子など広範囲に腐食、破損等がみられ脱落しそうな状態が該当すると考えられる。</p> <p>(b) 「将来(a)の状態になることが予見される状態」とは、例えば、屋外階段、バルコニーに著しい傾斜はみられないが、手すりや格子などの一部に腐食、破損等がみられる状態が該当すると考えられる。</p>
(木) 門又は塀	
	<p>全部又は一部においてひび割れや破損が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。</p>
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀にひび割れ、破損が生じている。 ・門、塀が傾斜している。
【参考となる考え方】	
	<p>(a) 「門又は塀の損傷等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、目視でも、門、塀が傾斜していることを確認できる状態や、広範囲に腐朽、破損等がみられ脱落しそうな状態が該当すると考えられる。</p> <p>(b) 「将来(a)の状態になることが予見される状態」とは、例えば、門、塀に著しい傾斜はみられないが、一部に腐朽、破損等がみられる状態が考えられる。</p>

2.擁壁の状態

擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程度などを基に総合的に判断する。
調査項目の例
<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している。 ・水抜き穴の詰まりが生じている。 ・ひび割れが発生している。
【参考となる考え方】
<p>擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点（環境条件・障害状況）と変状点の組み合わせ（合計点）により、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、老朽化に対する危険度を総合的に評価する。</p> <p>※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」（国土交通省都市局都市安全課）</p>

〔別紙2〕「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の（1）又は（2）に掲げる状態（著しく衛生上有害な場合又は将来そのような状態になることが予見される場合）に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

（1）建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

【状態の例】

- (a) 「建築物又は設備等の破損等が原因で著しく衛生上有害となっている状態」とは、例えば、以下に掲げる状態が該当すると考えられる。
- ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い
 - ・浄化槽等の設置、破損等による汚物の流出、悪臭の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
 - ・排水等の流出による悪臭の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- (b) 「将来(a)の状態になることが予見される状態」とは、例えば、以下に掲げる状態が考えられる。
- ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性は低いが使用が目視により確認できる
 - ・地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが、浄化槽等の破損等により汚物の流出、悪臭の発生のおそれがある
 - ・地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが、排水管等の破損等による悪臭の発生のおそれがある

（2）ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

【状態の例】

- (a) 「ごみ等の放置、不法投棄が原因で著しく衛生上有害となっている状態」とは、例えば、以下に掲げる状態が該当すると考えられる。
- ・ごみ等の放置、不法投棄による悪臭の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
 - ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- (b) 「将来(a)の状態になることが予見される状態」とは、例えば、以下に掲げる状態が考えられる。
- ・地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが、ごみ等の放置、不法投棄による悪臭の発生のおそれがある
 - ・地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが、ごみ等の放置、不法投棄による、ねずみ、はえ、蚊等の発生のおそれがある

〔別紙3〕「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であることを判断する際は、以下の（1）又は（2）に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

（1）適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

状態の例	・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。
	・景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。
	・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。

（2）その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

状態の例	・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
	・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
	・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。
	・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。
	・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。

〔別紙4〕「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であることを判断する際は、以下の（1）、（2）又は（3）に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

（1）立木が原因で、以下の状態にある。

状態の例	・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。
	・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。

（2）空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

状態の例	・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
	・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

（3）建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。

状態の例	・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。
	・屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。
	・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。

3. 関連制度等

(1) 宇土市空き家バンク制度

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外からの本市への定住等を促進し、地域の活性化を図るため実施する宇土市空き家バンク制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地で、本市の区域内（以下「市内」という。）にあるものをいう。
- (2) 空き地 住宅等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定のものを含む。）で、市内にあるものをいう。
- (3) 所有者等 空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家バンク 所有者等から申込みを受けた空き家等の情報を、市内へ転入し、定住等を目的として空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録)

第4条 空き家バンクに登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家バンク登録カード（様式第2号）
- (2) 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 位置図、間取り図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、当該空き家等を調査の上、適当と認めるときは、空き家バンクに登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該空き家等の所有者等に通知するものとする。

4 市長は、所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による登録を行わないものとし、空き家バンク登録却下通知書（様式第4号）により当該所有者等に通知するものとする。

- (1) 宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 市税等を滞納している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が空き家バンクの登録者として不適当と認め

る者

(空き家バンク登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは遅滞なく、空き家バンク登録変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(空き家バンク登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を抹消することができる。

- (1) 物件登録者が登録の抹消を申し出たとき。
- (2) 空き家等に関する所有権その他の権利に移動があったとき。
- (3) 空き家バンクの登録に関して不正や偽りなどが判明したとき。
- (4) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録した場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が抹消すべき理由が生じたと認めるとき。

2 前項第1号又は第2号に該当するときにおいて、物件登録者は、空き家バンク登録抹消届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により空き家バンクの登録を抹消したときは、空き家バンク登録抹消通知書（様式第7号）により当該物件登録者に通知するものとする。

(利用希望者の登録)

第7条 利用希望者は、原則として本市の区域外に住所を有する者で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 本市に転入し、及び定住し、又は定期的に滞在しようとする者
 - (2) 地域住民と協調して生活し、かつ、地域の活性化に寄与しようとする者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 2 利用希望者は、空き家バンク利用登録申込書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 空き家バンク利用登録カード（様式第9号）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、空き家バンク利用者台帳に登録するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用登録完了通知書（様式第10号）を当該利用希望者に通知するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定による登録を行わないときは、空き家バンク利用登録却下通知書（様式第11号）により当該利用希望者に通知するものとする。この場合における登録を行わない者の要件については、第4条第4項各号の規定を準用する。

(利用登録事項の変更)

第8条 前条第4項の規定による登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク利用登録変更届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(利用登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用者台帳の登録を抹消することができる。

- (1) 第7条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 利用登録者が登録の抹消を申し出たとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録した場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が抹消すべき理由が生じたと認めるとき。

2 前項第2号に該当する場合において、利用登録者は、空き家バンク利用登録抹消届出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により空き家バンク利用者台帳の登録を抹消したときは、空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第14号）を当該利用登録者に通知するものとする。

（情報提供等）

第10条 市長は、空き家バンクに登録した情報のうち個人情報以外の情報を市のホームページ等により公開し、必要に応じて、物件登録者、利用登録者及び一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会宇城支部又は公益社団法人全日本不動産協会熊本県本部に対して、空き家バンク及び空き家バンク利用者台帳に登録された情報を提供するものとする。

（交渉及び契約）

第11条 物件登録者と利用登録者との間における空き家等に関する売買、賃貸借等の交渉及び契約については、原則として、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会宇城支部又は公益社団法人全日本不動産協会熊本県本部の媒介により行うものとする。

2 市長は、物件登録者と利用登録者との間における空き家等に関する売買、賃貸借等の交渉及び契約については、直接これに関与しない。

（個人情報の取扱い）

第12条 物件登録者及び利用登録者は、空き家バンク制度における個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意の上適正に取り扱わなければならない。この登録が解除された後においても同様とする。

- (1) 個人情報を正当な理由なく他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を損傷、滅失又は改ざんをすることのないよう適正に管理すること。
- (3) 空き家バンクから取得した個人情報にあっては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。
- (5) 個人情報について、漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 2 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 49 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（2）宇土市空き家バンク登録物件補助金

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、宇土市内に存在する空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）を有効活用し、移住促進による人口増加及び地域の活性化を図るため、空き家バンク登録物件（以下「物件」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、宇土市補助金等交付規則（昭和 49 年規則第 18 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 宇土市空き家バンク制度実施要綱（平成 27 年告示第 66 号。以下「制度要綱」という。）第 2 条第 1 号の空き家をいう。
- (2) 空き地 制度要綱第 2 条第 2 号の空き地をいう。
- (3) 所有者等 制度要綱第 2 条第 3 号の所有者等をいう。
- (4) 空き家バンク 制度要綱第 2 条第 4 号の空き家バンクをいう。
- (5) 家財道具等 空き家に存在する家財道具又は当該空き家敷地内の雑草若しくは樹木をいう。
- (6) 物件登録者 制度要綱第 4 条第 3 項の規定による登録の通知を受けた者をいう。
- (7) 利用登録者 制度要綱第 7 条第 4 項の規定による登録の通知を受けた者をいう。
(補助対象物件、補助対象者、補助対象事業、補助率、上限額及び補助金の交付回数等)

第 3 条 補助対象物件、補助対象者、補助対象事業、補助率、上限額及び補助金の交付回数等は、事業分類ごとに別表に定めるとおりとする。

2 前項の補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請年度内に終了する事業であること。
- (2) 市から他の補助金等の交付を受けない事業であること。

3 補助対象事業に要する経費は、市内に住所又は事業所等を有する個人又は団体に対し、支払うものに限る。ただし、当該個人又は団体が調達することができないものに係る経費については、この限りでない。

（交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業着手前に宇土市空き家バンク登録物件補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表に掲げる書類（様式第 2 号から様式第 5 号までのうち該当するもの）を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第 5 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審

査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇土市空き家バンク登録物件補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。

（変更の承認申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第4条に規定する申請事項に変更が生じたときは、その変更が軽微な場合を除き、速やかに宇土市空き家バンク登録物件補助金変更申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、宇土市空き家バンク登録物件補助金変更決定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は事業の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、宇土市空き家バンク登録物件補助金実績報告書（様式第9号）に事業報告書（様式第10号）及び別表に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付確定）

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇土市空き家バンク登録物件補助金交付確定通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第9条 交付決定者は、前条の通知書を受けた場合は、速やかに宇土市空き家バンク登録物件補助金交付請求書（様式第12号）により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第10条 交付決定者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付の目的に反して、又は不当に使用したと認められるとき。
 - (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交付決定の取消し又は補助金の返還の必要があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、

宇土市空き家バンク登録物件補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 交付決定者は、前条の規定により市長が補助金の返還を求めた場合で、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。この場合において、市長が返還を命ずる金額は、次の表に定めるとおりとする。

完了日からの経過年数	返還（納付）金額
1年未満	補助金確定額の100%
1年以上2年未満	補助金確定額の80%
2年以上3年未満	補助金確定額の60%
3年以上4年未満	補助金確定額の40%
4年以上5年未満	補助金確定額の20%

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、返還金の全部又は一部を免除することができる。

（調査に関する協力）

第13条 交付決定者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条、第4条、第7条関係）

事業分類	補助対象物件	補助対象者要件	補助対象事業	補助金の額	補助回数	申請書添付書類	実績報告書添付書類
家財道具等 （空き家）	空き家バンク登録登録者又は利用登録者のうち、次の要件を全て満たす者【物件登録者要件】 (1) 利用登録者の入退居に関わらず、補助金の交付を受けた日から1年以上空き家バンクに物件を登録する者 (2) 市税等（宇土市補助金等交付規則）	物件登録者又は利用登録者 （1）家財道具等の運搬及び廃棄 （2）屋内及び屋外の清掃 （3）その他端数切捨て	（1）家財道具等の運搬及び廃棄 （2）屋内及び屋外の清掃 （3）その他端数切捨て	補助率 2／3 上限額 10万円 ※1,000円未満の端数切捨て	同一物 2件に対し1回 限り	（1）事業計画書（様式第2号） （2）現況写真 （3）見積書 （助成対象事業の性質上徵し難い場合を除く。）	（1）事業報告書（様式第10号） （2）現況写真 （3）領収書（内訳書） （4）その他市長

		第3条第3項に規定する市税等をいう。以下同じ。)の滞納がない者 (3) 利用登録者と3親等以内の親族でない者 【利用登録者要件】 (1) 物件の売買契約又は賃貸借契約を締結し、当該契約の日から3月を経過していない者 (2) 補助金の交付を受けた日から1年以上物件に定住する者 (3) 市税等の滞納がない者 (4) 物件登録者と3親等以内の親族でない者 (5) 物件登録者との間において、家財道具等撤去及び補助金交付後1年以上の定住に関して、書面による同意が得られている者 ※(5)は賃借の場合のみ該当	道具等撤去		(4) 誓約書 (様式第3号) (5) 家財道具撤去等承諾書(様式第4号) (6) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し ※(5)(6)は申請者が利用登録者の場合のみ提出	が必要と認められる書類	
物 件 改修 改修 改修	空き家バ ンク登録 物件 (空 き 家・空き 地)	物件登録者又は利用登録者のうち、次の要件を全て満たす者 【物件登録者要件】 (1) 利用登録者の入退居に関わらず、補助金の交付を受けた日から5年以上空き家バンクに物件	(1) 建物内部の改修 2／3件に対し1回 (2) 建物外部の改修 ※ 1,000円未満の (3) その端数切捨て利用者にて が居住す	補助率 上限額 60万円限り ※ 1,000円未満の 端数切捨て	同一物 上限額 し1回 限り 円未満の 端数切捨 て	(1) 事業計画書(様式第2号) (2) 現況写真 (3) 見積書(内訳を含む。) (4) 誓約書	(1) 事業報告書(様式第10号) (2) 現況写真 (3) 領収書(内訳を含む。) (4) 誓約書

			(様式第3号) (4) その 他市長 が必要 (様式第5号) (6) 売買契 約書又は 賃貸借契 約書の写 し (7) その他 市長が必 要と認め る書類
			※(5)は申請 者が利用 登録者で, 賃借の場 合のみ提 出
			※(6)は申請 者が利用 登録者の 場合のみ 提出

宇土市空家等対策計画

令和4年3月

宇土市 建設部都市整備課

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51

電話：0964-22-1111